わたしたちの町
住居表示でわかりやすく

～ 住居表示説明会 ～

（西瑞江二丁目【全部】・東瑞江二丁目【一部】）

実施予定区域

実施予定区域
現在の町界

面　積	29.58 ｈａ
世帯数	1,819 世帯 (H26.4.1現在)

瑞江駅周辺地区の住居表示実施経過

第一次：昭和63年11月1日
瑞江一丁目、春江町二･三丁目

第二次：平成6年11月7日
瑞江二丁目、南篠崎町三丁目

第三次：平成13年11月5日
東瑞江一丁目、南篠崎町二丁目

第四次：平成16年11月1日
瑞江一･二丁目（一部）、三丁目

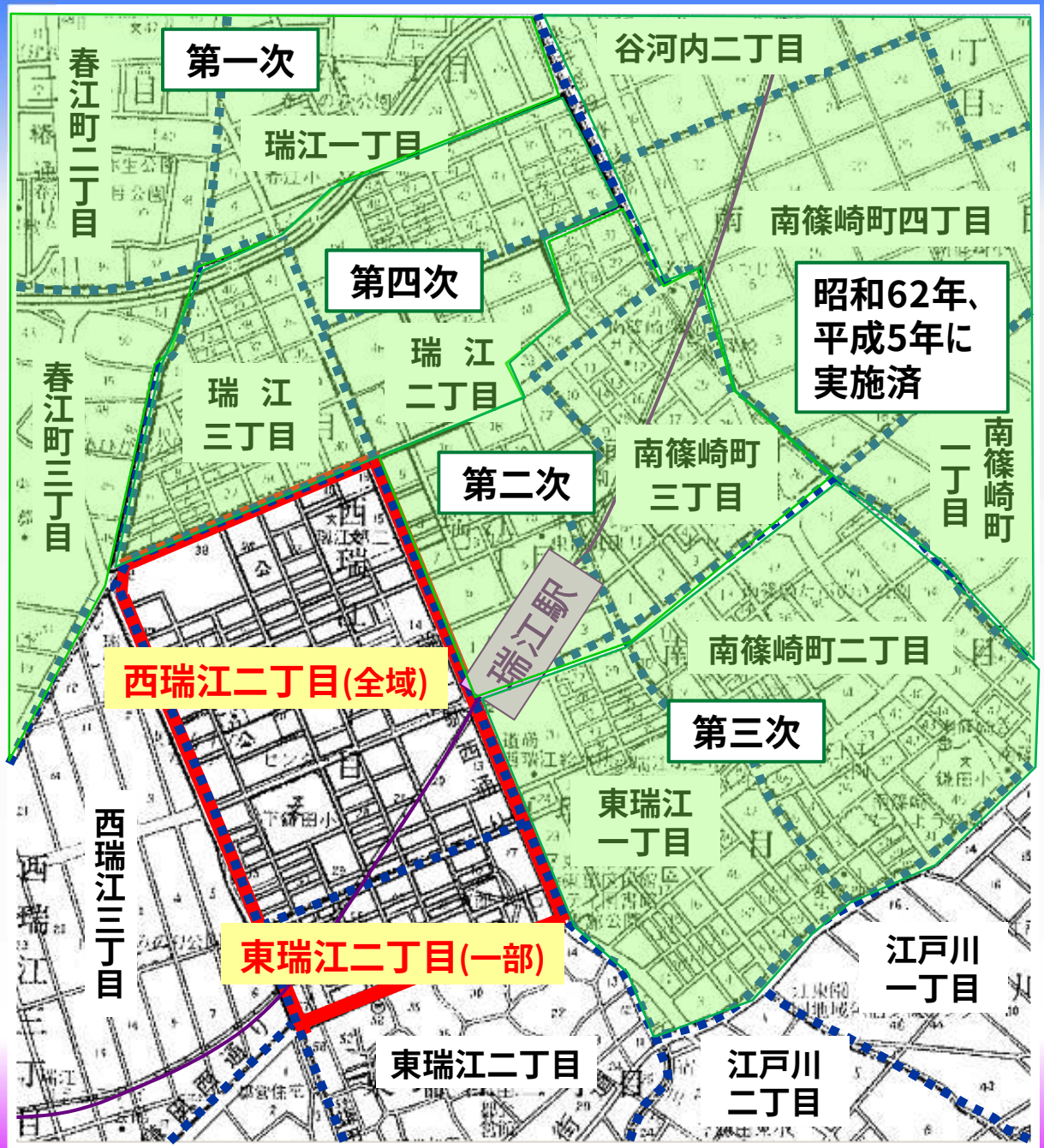

住居表示制度はなぜ誕生したのか

明治期～

土地

地券制度

土地所有者に徴税目的で土地に符号を設けた（地番）

本籍　番地

住所　番地

現在の住所のしくみ（地番表記）

たとえば・・・

最初は順序よく並んでいた番号も・・・

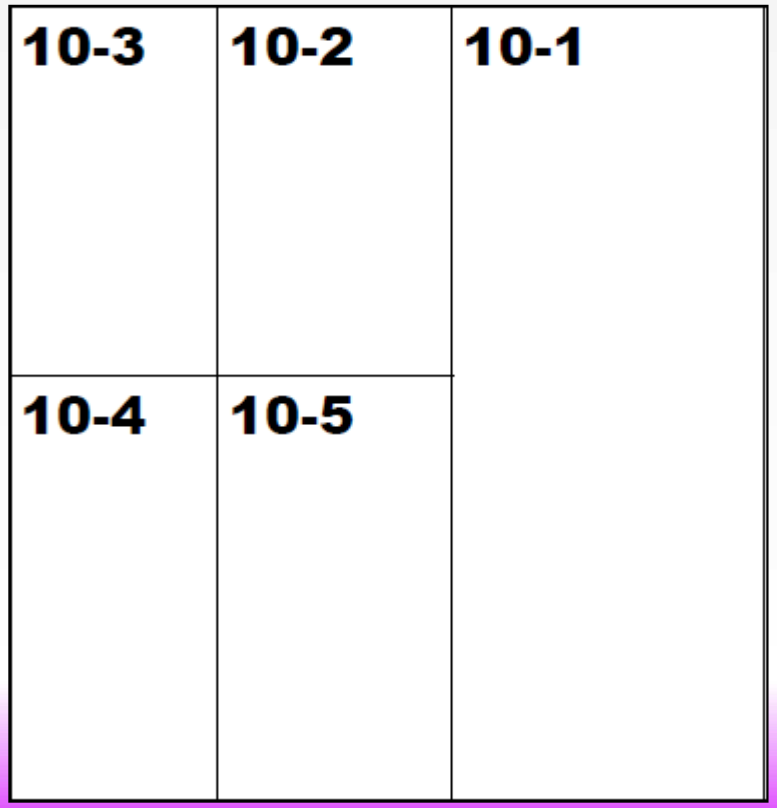

数年後

売買、相続等による分筆や合筆で順序がバラバラに・・・

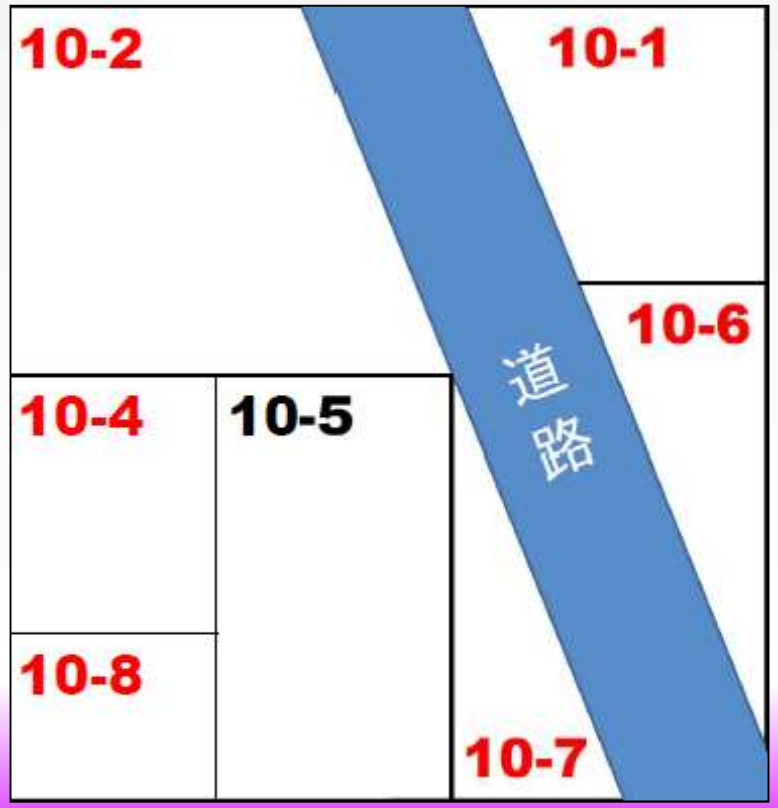

江戸川区の住居表示制度の始まり

- 昭和３７年５月

  住居表示に関する法律　施行

- 昭和３８年３月

  江戸川区全域で街区方式により住居表示を実施することが区議会で議決

- 昭和４０年９月

  中央、松島、松江地区から住居表示を実施

- 平成２６年　現在

  江戸川区全体の約９０％が実施済み

現在の住所の表示（地番表記）

町 名 ＋ 地 番（土地の番号）

西瑞江二丁目　10番地　5

親番　枝番

住居表示実施後の住所の表示

〇〇一丁目　5番　1号

町 名　街区符号　住居番号

※２０戸程度以上の集合住宅の場合は、
住居番号に部屋番号を表示します。

(例)　〇〇一丁目　5番　2－305号
△△マンション

新しい住所のつけ方（住居表示の付定）

【① 町名・町区域を定める】

（例） ○○一丁目 6番 14号

※区画整理、道路建設等による新しい町の形にあわせた町区域、町名を定める必要がある。

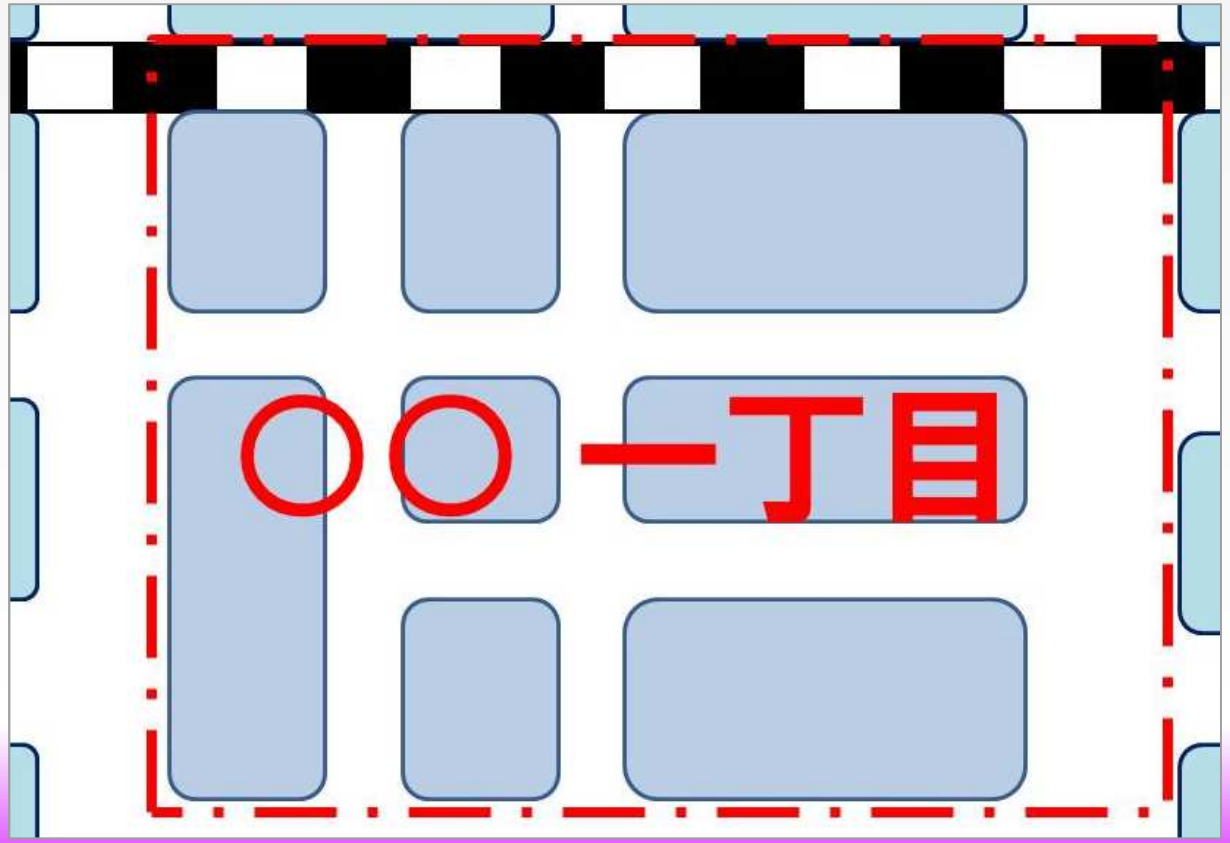

【② 街区符号をつける（連続蛇行式）】

（例） ○○一丁目 **6番** 14号

※都心に近い**西南の角**を**起点に**番号をつける。

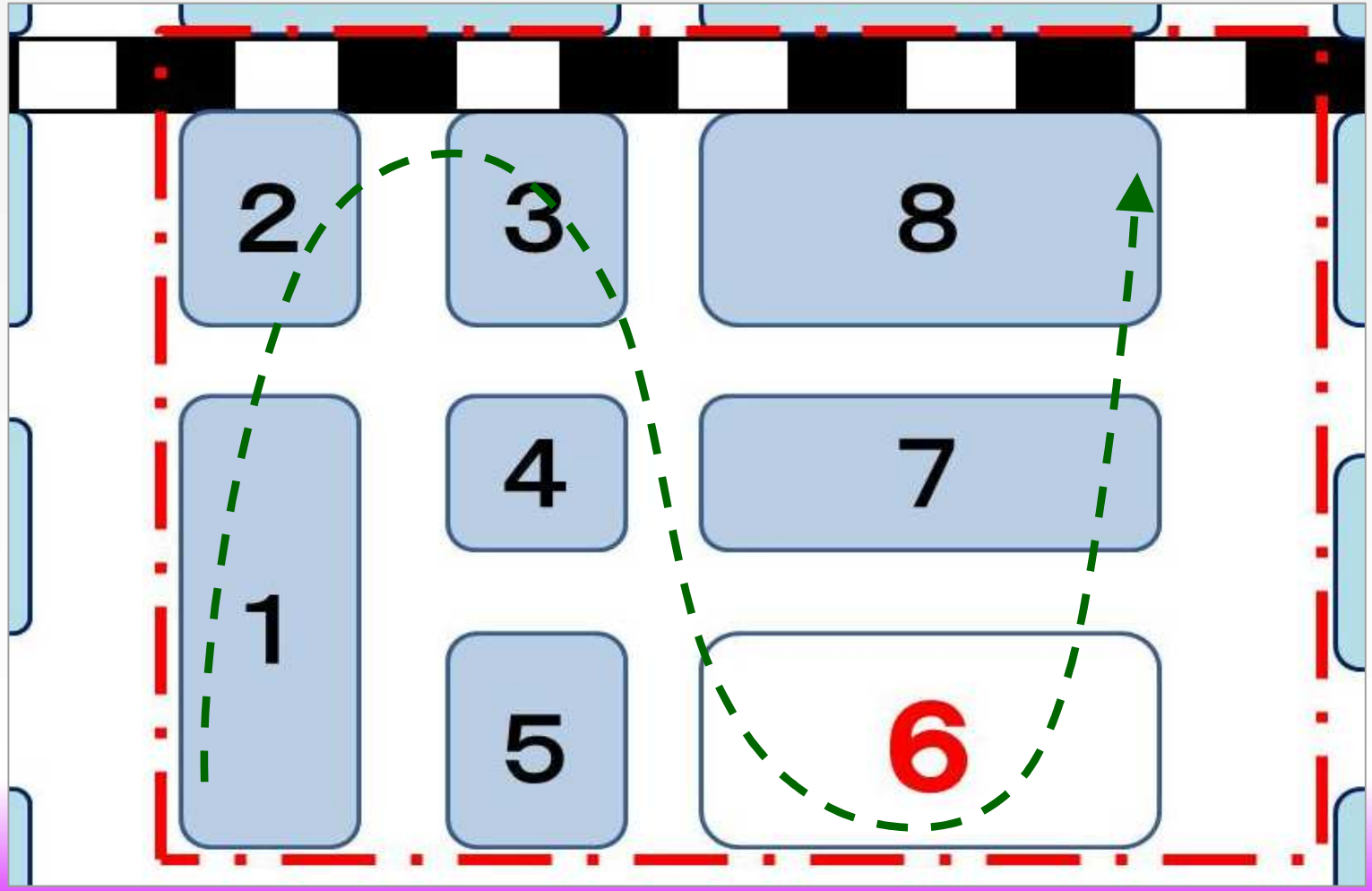

【③ 住居番号をつける】

（例） ○○一丁目　6番　14号

※建物の入口が接する基礎番号で決まる。（○数字が基礎番号）

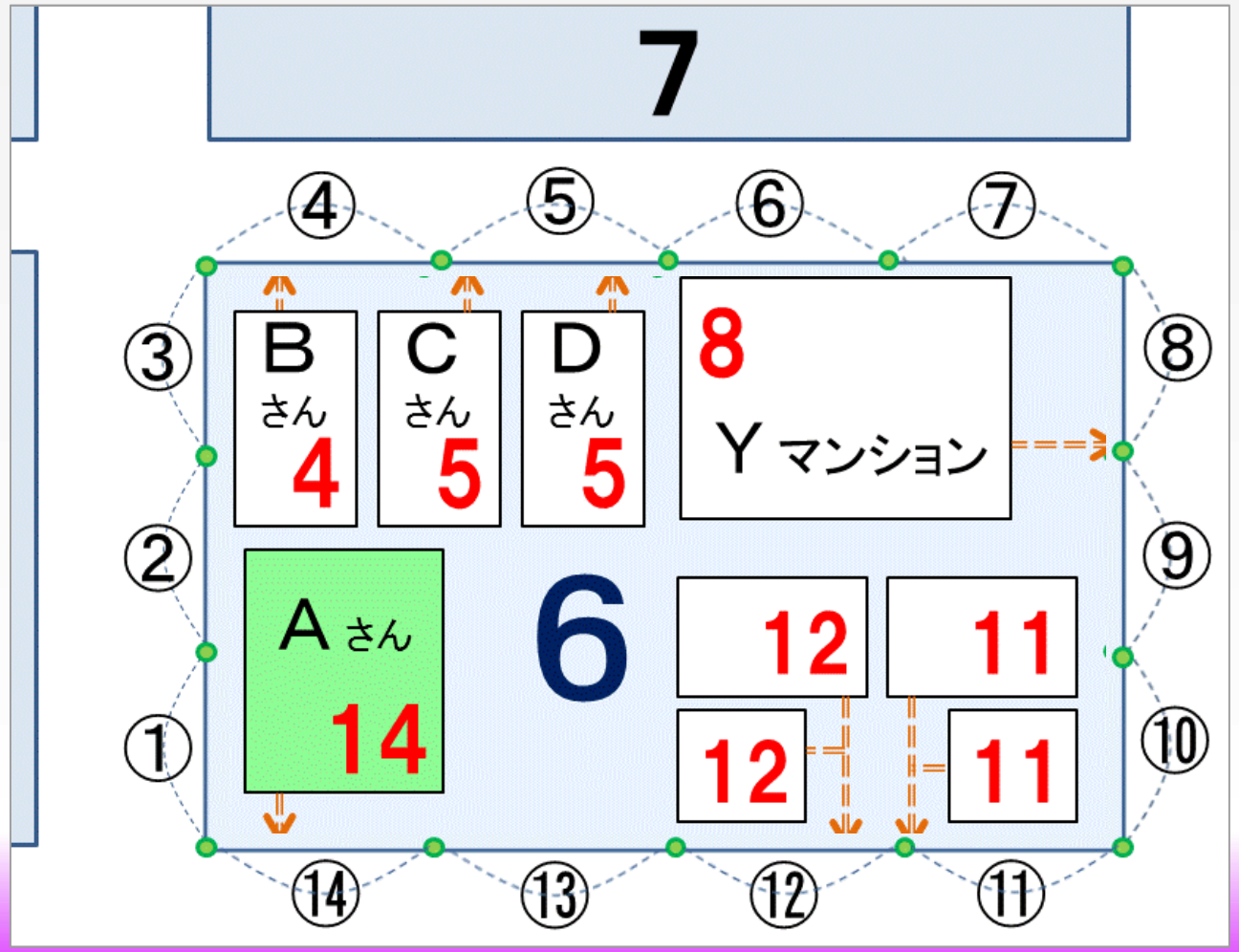

表示板でもっとわかりやすく

街区表示板

各街区の四すみに取り付けます。

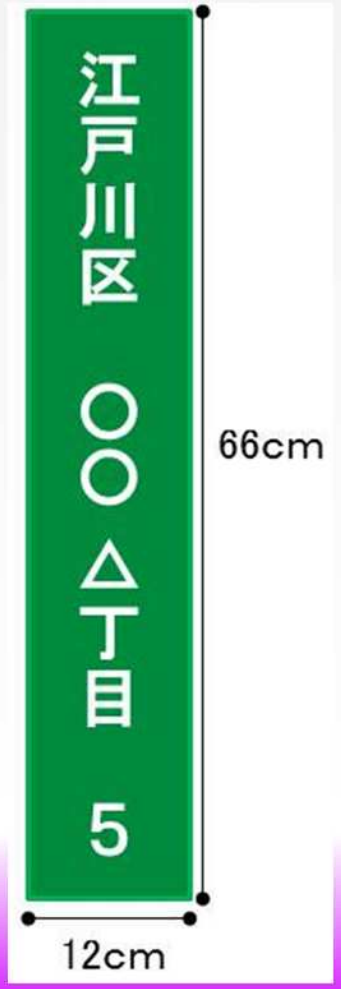

町名板・住居番号表示板

建物の出入口付近の見やすいところに取り付けます。

実施計画案

実施予定区域
現在の町界

- 区画整理事業により町の中心となる補助288号道路が開通。
- 住居表示実施済みの地域はこの補助288号線が町境となっている。
- 新中川の西側にも「西瑞江」がある。
- 瑞江駅の北側に「瑞江１～3丁目」がある。
- 平成13年に住居表示で「東瑞江1丁目」が誕生。

住居表示実施後の住所・本籍(住所と同一の方)・不動産の表示

	住　所	本　籍	不動産
現在の表　示	(現在の町名・地番で表示) 西瑞江二丁目10番地	(現在の町名・地番で表示) 西瑞江二丁目10番地	(現在の町名・地番で表示) 西瑞江二丁目10番地
住居表示実施時点	(住居表示後の新住所) 瑞江四丁目5番10号	(変更なし) ※転籍届により、街区符号を用いて表示することもできます。 瑞江四丁目 5番	(変更なし) ※不動産登記簿の所有者欄はご自身で住所変更手続きが必要となります。
数年先			
換　地処分後	(変更なし)	(新しい町名・地番で表示) 瑞江四丁目100番地 ※区役所戸籍担当から「戸籍の本籍更正申出書」を送付します。それを返送いただくと、新しい地番で本籍を書き換えます。	(新しい町名・地番で表示) 瑞江四丁目100番地 ※東京都第一区画整理事務所が不動産登記簿の表題部の変更申請をし、法務局で書き換えます。

住居表示実施までのスケジュール

平成26年	
4月	・住居表示実施のパンフレット全戸配付 ・町名・町区域の新設の「公示」　※30日間 ・住民説明会　開催
5月上旬～	・居住調査　開始
7月	・町名･町区域の新設の「区議会議決」・「告示」
9月1日（月）	・住居表示実施の「告示」
9月上旬～	・各世帯・法人に新住所のお知らせ等、資料を配付
10月中旬～	・委託業者による住居番号表示板・町名板の取付け
11月4日（火）	・住居表示実施〔住民票が新住所に切り替わります〕 ・住居表示変更証明書（無料）発行開始